

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針
(令和 5 年度改定版)

令和 5 年 4 月

益城町

I 基本方針策定の趣旨

本町におけるこれまでの使用料・手数料については、平成 22 年度に「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（以下、「平成 22 年方針」という。）」を策定し、施設の持つ公共性や住民の負担の度合いを考慮するとともに、近隣自治体等の類似施設等との比較などを行って決定してきました。

平成 30 年度から行った使用料・手数料の見直しでは、平成 28 年熊本地震により本町の財政状況が厳しくなると予想されたことから、「平成 22 年方針」を保持しつつ、公共サービスの提供に係る利用者の負担と税の負担、いわゆる「受益者負担の適正化」を図り、良質な公共サービスを提供することを目的に、全庁的な見直しを行っています。

しかし、熊本地震からの復興が道半ばの中に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大により、住民の生活様式は大きく変化しています。特に、スポーツ・文化活動においては、熊本地震前と比べ活動が大幅に縮小しており、住民の「こころの復興」を後押しする施策の実施が不可欠です。

また、第 6 次益城町総合計画では、町の魅力を発信することにより交流人口の拡大を図り、さらには関係人口の増加へ繋げることが重要な取り組みと位置付けられておりますので、町外の団体・個人が利用する施設の使用料においては、その観点からの検討も必要です。

これらのことを踏まえ、本町においては、これまでの使用料・手数料の算定方法を改め、全ての住民の利益につながることを念頭に、「受益者負担の適正化」の観点と「行政経営」の観点から使用料・手数料の算定にかかる統一的な考え方を「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和 5 年度改定版）」として、次のとおり定めることとします。

【参考：地方自治法】

（使用料）

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けて行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

⇒**行政財産の目的外使用または、公の施設の利用の対価として徴収する料金**

（手数料）

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

⇒**特定の者のために行う役務（サービス）の対価として徴収する料金**

Ⅱ 基本的な考え方

1 受益者負担について

利用者（受益者）から徴収する使用料・手数料は、「行政サービスを利用する特定の方が利益を受ける」という観点のもと、そのサービスの対価として徴収するものです。

また、施設等の運営費については、利用者から徴収する利用料・手数料だけでなく町税等により賄われています。

したがって、使用料・手数料の算定にあたっては、行政サービスを利用する方と利用しない方との均衡を考慮し、負担の公平性の確保を図る必要があります。

一方で、町が設置した公共施設については、町民が使用することにより、町民の健康増進や福祉の向上といった設置目的が達成されます。また、町外から使用者を呼び込むことで、交流人口が拡大し、賑わいが創出するなどの効果が期待できます。

このことから、受益者負担については、負担の公平性を確保しつつ、行政経営的視点を加味して設定するものとします。

2 算定方法の基本方針

使用料・手数料を算定するにあたっては、次の4つの方針に基づき算定することとします。

- (1) 統一的な方法による原価の算定
- (2) 行政負担と受益者負担の負担割合の明確化
- (3) 減免制度の適正化
- (4) 住民負担の急激な上昇を防ぐための措置の適用

3 使用料の算定方法

基本的な算定方法は、次のとおりとします。

$$\text{使用料・手数料} = \text{原価} \times \text{負担割合}$$

4 使用料・手数料の原価計算について

(1) 使用料について

①原価算定対象項目（費用）

原価算定の際に算入する費用の項目は、人件費、物件費、維持補修費及び減価償却費とします。

項目	説明
人件費	職員の給与や報酬などの経費
物件費	賃金、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料などの施設の維持管理に係る経費
維持補修費	施設修繕費、維持補修費など施設の維持に係る経費
減価償却費	建物等の減価償却費

※ 人件費における職員給与については、予算書の職員一人当たり給与から算出します。

※ 臨時的な経費は対象外とします。

※ 減価償却費の算定については、以下のとおりとします。

- ・定額法を用いる。（世代間の負担の公平性により）
- ・具体的な算式：減価償却費＝（取得価額－残存価額）×償却率
- ・耐用年数：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の規定を準用する。
- ・残存割合：同省令の規定を準用する。

なお、土地は町の財産であり、また減価償却という考え方がないので、費用には算入しないこととします。

また、原価計算に使用する経費については、上記の表に掲げる経費の見直し年度の前3年間の平均値とします。

②原価計算方法

使用料の原価計算については、上記から算出された経費を各施設の総面積・年間使用可能時間で除し、1㎡・1時間あたりの原価を計算したうえで、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算出します。

$$\text{使用料原価} = \text{経費} \div \text{総面積} \div \text{年間使用可能時間} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

③受益者負担の割合

町が設置した施設には、それぞれ設置目的があるため、その施設のサービスの性質にあわせて、公費（税）で負担する割合と受益者が負担する割合を定めて負担することとします。

なお、施設のサービスの性質は、（ア）公共が行うべきサービス、又は民間でも提供できるサービ

ス、(イ) 住民にとって基礎（必需）的なもの、又は選択的なもの、以上の2つの基準の組み合わせで分類します。

(ア) 公共が行うべきサービス、又は民間でも提供できるサービス

- 公共的サービス 民間では提供しにくく、行政が提供すべきサービス
- 市場的サービス 民間でも提供されており、行政と民間が競合するサービス

(イ) 住民にとって基礎（必需）的なもの、又は選択的なもの

- 基礎的サービス 日常生活を営む上でほとんどの住民が必要とするサービス
- 選択的サービス 特定の住民に必要とされるサービス

分類	区分	例
1	公共的・基礎的	道路、公園、小中学校施設など
2	公共的・選択的	体育館、運動場、公民館、検診事業など
3	市場的・基礎的	公営住宅など
4	市場的・選択的	—

この分類を基に、以下のとおり負担割合を設定します。具体的には、施設ごとにA～Jのどれに該当するか判断し、負担割合を設定することとします。

分類	区分	受益者負担の割合
第1分類：公共的・基礎的サービス	A	0%
第2分類：公共的・選択的サービス	B	30%
	C	40%
	D	50%
第3分類：市場的・基礎的サービス	E	30%
	F	40%
	G	50%
第4分類：市場的・選択的サービス	H	80%
	I	90%
	J	100%

(第2分類)		公共的	(第1分類)	
公費負担	70～50%	↑	公費負担	100%
受益者負担	30～50%		受益者負担	0%
選択的 ←			基礎的 →	
公費負担	0～20%	↓	公費負担	70～50%
受益者負担	80～100%		受益者負担	30～50%
(第4分類)		市場的	(第3分類)	

なお、これにより難しいときは適宜負担率を調整します。

④平均原価の使用について

使用料の算定にあたっては、②で示すとおり、原則として施設の経費に基づき算出した施設ごとの原価を使用するため、同種、同規模の施設であっても、使用料に差が生じる可能性があります。特に、減価償却費が済んでいる施設とそうでない施設では、使用料に大きな差が生じます。

以下の施設については、各地区のスポーツ、文化、地域活動の拠点であり、施設の建設時期により有無が生じる減価償却費等により地区間で使用料の差が生じると、公平性が損なわれるため、平均原価を使用することとします。

区分	施設名
公民館分館	飯野分館、福田分館、津森分館
学校体育施設	各小中学校グラウンド
	各小中学校体育館

⑤曜日・時間帯別の料金設定

曜日や時間帯によって、施設の維持管理等に要する経費に大きな違いはないため、原則、同一料金とします。但し、特定の曜日や時間帯の利用率が低い場合は、使用料の減額を設定できるものとします。

⑥町外の団体・個人が使用する場合の取扱い

町が設置した施設の維持管理には町税が充てられています。そのため、町外の団体、個人が使用する場合には、施設ごとに増額設定を設けることができるものとします。但し、増額設定に

あたっては、交流人口拡大による効果等も加味して検討するものとする。

⑦目的外利用等の取扱い

第1、第2、第3に分類した施設であっても、目的外の利用については「第4分類」に位置づけ、受益者負担100%とします。

また、入場料を徴収する場合、営利目的で使用する場合などについては、施設ごとに増額の規定を設けることができるものとします。

⑧近隣自治体との均衡

算定した使用料のみを優先した結果、近隣自治体の施設に比べ、使用料があまりにも高額となった場合、本町の施設が使用されない、さらには町民の活動縮小・中止につながる可能性があります。そのため、近隣自治体における同種の施設と相互利用が可能な場合は、必要に応じて使用料の均衡を図るものとします。

(2) 手数料について

①原価計算方法

手数料の原価計算については、1分あたりの人件費に処理時間をかけたものと物件費を年間処理件数で除したものを加え、1件あたりの原価を算出します。

原価を算出するにあたっては、見直し年度の前3年間の平均値とします。

※人件費及び物件費については、本方針の3ページの表のとおりとします。

※人件費に関しては、予算書の職員一人当たり給与から算出します。

手数料原価 = 1分あたりの人件費 × 処理時間 + 物件費 ÷ 年間処理件数

なお、市町村で行う事務には共通性があるため、他市町村との均衡、法令により定められる戸籍手数料令等を考慮し設定することが必要になります。

②受益者負担の割合

手数料は、本来業務から特定の者の利益のために派生した事務に係る経費であり、費用については受益者の100%負担とします。

5 減免制度について

(1) 使用料減免の原則

受益者負担の明確化、使用者間の公平性・公正性の観点から、減免制度はあくまで例外的な措置であると考えます。

よって、減額・免除する範囲は、本来の目的や必要性を考慮し、できるだけ限定することとします。具体的には、免除の適用にあたっては、町の行政活動に関わるものを基本とし、減額にあたっては、受益者負担と公費負担を等分することが限度であると考え、最高 5 割とします。

なお、基準をそのまま適用することに無理がある場合は、施設ごとの事情を勘案しながら、基準を大きく逸脱することのない範囲で、施設ごとに規定を設けることが出来るものとします。

減免に係る基準

(ア) 免除の基準

- ・町又は町教育委員会が主催又は共催するとき
- ・公共的団体が町の協力要請を受けた活動により、施設を利用するとき

(イ) 減額の基準

- ・町又は町教育委員会が減額という形をもって、後援又は協賛するとき
- ・町内の公共的団体が当該施設の設置目的と合致する活動目的で利用するとき

(2) 手数料減免の原則

使用料と同様に、減額・免除をする範囲は、できるだけ限定することとします。特別な事情がある場合は、個々の事情を勘案しながら、基準を大きく逸脱することのない範囲で、個々に規定を設けることが出来るものとします。

免除又は減額基準

- ・法令等の規定により無料で取り扱うこととされているとき
- ・公的扶助を受けている者及び天災、病気等により負担が困難な者で減免が必要であると認めるとき

6 激変緩和措置について

使用料・手数料の改定及び減免制度の運用にあたっては、住民への影響に配慮し急激な負担増などを避けるため、段階的な改定などの激変緩和措置を講ずるものとします。

7 指定管理者制度導入施設の使用料等について

指定管理者制度導入施設の使用料等においても、方針に基づく算定額を変更使用料の上
限額とし、指定管理者（予定者を含む）との協議により使用料を見直すことを検討します。

8 本方針の適用除外

国や県の基準等でサービスの提供の統一的な取扱いを図らなければならないため、利用者負担
の基準が定められているもの及びこの方針になじまないものについては、適用しないものとします。

9 使用料・手数料の定期的な見直し

使用料・手数料については、特別な場合を除き、原則として5年ごとに見直し作業を行います。

また、消費税率の上昇に係る施設使用料への反映、物件費等の増加分に関する手数料への
消費税転嫁については、他市町村の動向も確認しながら適宜検討を行うこととします。

10 使用料等審議会への諮問

使用料・手数料の適正化の検討は、本方針に従い、それぞれの担当課等において遺漏のない
よう個別に対応し、使用料等審議会に諮ることとします。

また、本方針の適用除外になる使用料等についても、必要に応じ、使用料等審議会に諮ること
とします。

11 その他の受益者負担

使用料・手数料以外の受益者負担に係る事項は、本方針を踏まえ、各課等において適切に
対応することとします。

12 本方針の見直し

社会状況の変化等に伴い本方針が適切でなくなった場合は、適宜本方針の見直しを実施する
こととします。